

「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育」のご案内

(一社)君津労働基準協会
TEL:0438-37-9620

テールゲートリフターとは、貨物自動車の荷台後部に取り付けられた昇降装置で、荷物の積み卸しなどの荷役作業に使用され重量物の積み卸しなどの際には作業車の負担を軽減できることから急速に普及していますが、その機能や危険性について作業者の認識不足による誤った操作などが原因で労働災害が多く発生しています。

安全な作業方法を身につけたうえで作業を行う必要があることから、労働安全衛生規則の一部が改正され、事業者はテールゲートリフターの操作の業務(荷役作業を伴うものに限る)に就かせる労働者に対し、特別教育の実施が義務付けられました。(令和6年2月施行)(労働安全衛生法第59条第3項/労働安全衛生規則第36条第5号の4/安全衛生特別教育規程第7条の4)

【日 時】令和6年6月12日(水) 9:00~16:10(予定)

【場 所】かずさ建設会館(木更津市潮見3-13-5)

※希望者には、440円でお弁当のご注文を受付いたします。(当日受付)

【講習内容】(一定の作業経験・知識のある方への科目、時間の省略はいたしません)

講習内容	講習時間
(学科) ・テールゲートリフターに関する知識	1.5時間
・テールゲートリフターによる作業に関する知識	2時間
・関係法令	0.5時間
(実技) ・テールゲートリフターの操作の方法	2時間

【講習料金】 会員11,440円 会員外14,740円 (いずれもテキスト・ハンドブック代1,155円、消費税を含む)

【締 切】 5月29日(水)締切ですが、定員(40名)になり次第締切ります。

【申込方法】 窓 口… 申込書、受講票に所定事項を明記し、受講料を添え、お申込み下さい。

現金書留… 申込書、受講票、受講料を同封してお送り下さい。

銀行振込… 下記口座へ受講料をお振込後、「銀行振込明細」のコピーと申込書、受講票を協会宛てお送りください。

振込先 《 千葉銀行 木更津支店 普通 1313081 (一社)君津労働基準協会 》

〒292-0838 木更津市潮浜1-17-59 商工会館4階 TEL 0438-37-9620 FAX 0438-37-9621

【その他】 (1) 実技がありますので安全靴、ヘルメット、手袋および実技に適した服装で受講してください。

(2) 修了された方には、君津労働基準協会より修了証を交付します。

(注) 当案内書をコピーして、ご使用下さい。

「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育」

(6/12開催) 申込書

受講No. _____

受講者	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生
勤務先	事業所名	
	所在地	〒 _____
	担当者氏名	
	TEL	
	FAX	

「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育

受 講 票 受講No. _____

会場: かずさ建設会館

事業所名
氏 名

出席簿	6月12日(水)
	9:00~16:10

開始時刻の10分前
までには入室して
ください

◎遅刻しますと修了証が交付できません。
時間厳守をお願いします。

★ご記入いただきました、個人情報につきましては
本講習の的確な実施のためのみに利用させていただきます。

(一社)君津労働基準協会 殿

上記のとおり受講料を添えて申込みます。 令和 年 月 日

(一社)君津労働基準協会